

## 米国の流動性カバレッジ比率（LCR）の概要

小立 敬

### ■ 要 約 ■

1. 米国のFRBを始めとする連邦銀行当局は、2014年9月3日にバーゼルⅢの流動性規制である流動性カバレッジ比率（LCR）を米国で適用するための最終規則を公表した。米国LCRは、主に連結総資産2,500億ドル以上のシステム上重要な米国の銀行に適用される。バーゼルⅢのLCRと同様、2015年1月1日から適用が始まる。
2. 米国LCRは、バーゼルⅢのLCRに基づいて設計されているものの、バーゼルⅢとは異なる特徴として、①30日間のストレス時のキャッシュ・アウトフロー等の想定が米銀のビジネス・モデルを踏まえたものであること、②バーゼルⅢにはない要素として、LCRの分母にマチュリティ・ミスマッチ・アドオンが加わっていること、③LCRの段階適用および完全適用がバーゼルⅢよりも2年前倒しになっていることが挙げられる。
3. 分子の適格流動資産（HQLA）は、バーゼルⅢベースではあるが、①現金が含まれていないこと、②投資適格社債はすべてレベル2B資産になっていること、③レベル2B資産にカバードボンドや民間の住宅モーゲージ証券（RMBS）が含まれていないことが特徴である。また、地方債はHQLAに含まれていないが、ストレス時にも流動性があると認められる地方債については、将来的にHQLAに含める考えである。
4. 分母のネット・キャッシュ・アウトフローは、キャッシュ・アウトフローやキャッシュ・インフローの掛目が米銀のビジネス・モデルを踏まえて、より詳細に規定されている。また、米国独自の枠組みであるマチュリティ・ミスマッチ・アドオンの追加により、バーゼルⅢと比べるとより保守的な設計となっている。
5. 適用を前に米国LCRの対象行がカウンターパーティに対してLCRに係るコストを転嫁したり、キャッシュ・アウトフローの掛目の高い取引やキャッシュ・インフローの掛目の低い取引を敬遠するようになることも想定される。今後、米銀がLCRに係るコストを取引コストの中にどのように反映させるのかについて注意を払う必要がある。また、連邦銀行当局は外国銀行の米国拠点にも米国LCRを適用する考えを明らかにしており、米国に進出している銀行は今後の議論に注意すべきである。

## I. 最終規則の公表

米国の連邦準備制度理事会（FRB）を始めとする連邦銀行当局は、2014年9月3日にバーゼルⅢの流動性規制である流動性カバレッジ比率（liquidity coverage ratio; LCR）を米国で適用するための最終規則（以下、「米国 LCR」）を公表した<sup>1</sup>。主に連結総資産 2,500 億ドル以上のシステム上重要な米国の銀行に適用される<sup>2</sup>。なお、連結総資産 500 億ドル以上で米国 LCR の対象行ではない米銀には、修正 LCR（modified LCR）が適用される。米国 LCR は、バーゼルⅢの LCR を踏まえて以下の基準を求めており、バーゼルⅢと同様に 2015 年 1 月 1 日から適用が始まる。

適格流動資産 (HQLA)	≥	100%
ネット・キャッシュ・アウトフロー額*		
※ ネット・キャッシュ・アウトフロー額 = キャッシュ・アウトフロー額 - キャッシュ・インフロー額 (キャッシュ・アウトフロー額の 75% が上限) + マチュリティ・ミスマッチ・アドオン		

米国 LCR はバーゼルⅢの LCR に基づいて設計されているものの、バーゼルⅢとは異なる特徴として、①30 日間のストレス時のキャッシュ・アウトフロー（資金流出）等の想定が米銀のビジネス・モデルを踏まえたものとなっていること、②バーゼルⅢにはない要素として、LCR の分母にマチュリティ・ミスマッチ・アドオンが加わっていること、③LCR の段階適用および完全適用がバーゼルⅢよりも 2 年前倒しになっていることが挙げられる。

米国 LCR の対象行のうち連結総資産 7,000 億ドル以上または顧客資産 10 兆ドル以上の銀行は、最低基準として 2015 年に 80%、2016 年に 90%、2017 年以降は 100% の水準が求められ、2015 年 7 月 1 日以前までは毎月最終日、それ以降は日次ベースによる計測と最低基準の維持を図らなければならない<sup>3</sup> (図表 1)。その他の対象行については、2015 年に 80%、2016 年に 90%、2017 年から 100% と大規模な銀行と同じ最低基準が求められるが、計測頻度の適用が異なっており、2016 年 7 月 1 日より以前は毎月最終日、それ以降は日次ベースでの計測と最低基準の維持が求められる。

<sup>1</sup> OCC, FRS, and FDIC, “Liquidity Coverage Ratio: Liquidity Risk Measurement Standards,” Final Rule, 12 CFR Part 50, 12 CFR Part 249, and 12 CFR Part 329 (<http://www.federalreserve.gov/newsevents/press/bcreg/bcreg20140903a1.pdf>).

<sup>2</sup> LCR の適用対象は、①連結総資産 2,500 億ドル以上の銀行、②連結ベースのオンバランスの海外エクスポージャーが 100 億ドル以上の銀行、③それらの連結子会社であって連結総資産が 100 億ドル以上の預金取扱機関、④銀行の規模、複雑性の程度、リスク・プロファイル、オペレーションの範囲、海外・国内の対象エンティティとの関係、金融システムへのリスクに照らして当局が規制適用が適切であると判断した銀行である。

<sup>3</sup> 当該基準は Tier1 レバレッジ比率 5% の水準を求める追加レバレッジ比率（supplementary leverage ratio）の適用対象と同じである。JP モルガン・チェース、シティグループ、バンク・オブ・アメリカ、ウェルズ・ファーゴ、ゴールドマン・サックス、モルガン・スタンレー、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ステート・ストリートが適用対象として想定される。

図表 1 LCR の最低基準の段階的な引上げ

	2015年1月1日	2016年1月1日	2017年1月1日	2018年1月1日	2019年1月1日
米国LCR	80%	90%	100%	100%	100%
バーゼルⅢLCR	60%	70%	80%	90%	100%

(出所) 最終規則等より野村資本市場研究所作成

以下では、連邦銀行当局が最終化した米国 LCR の特徴に関して、バーゼルⅢの LCR との比較を考慮に入れつつ整理する。

## II. 適格流動資産 (HQLA)

### 1. HQLA の範囲

最終規則は、バーゼルⅢを踏まえて米国 LCR の適格流動資産 (high-quality liquid asset; HQLA) を規定している。HQLA は質の高い順にレベル 1 資産、レベル 2A 資産およびレベル 2B 資産で構成される。HQLA に算入する際にレベル 2A 資産とレベル 2B 資産の額に適用される掛目もバーゼルⅢを踏まえた水準 (レベル 2A 資産が 85%、レベル 2B 資産が 50%) である。また、米国 LCR ではバーゼルⅢと同様、レベル 2 資産 (レベル 2A 資産およびレベル 2B 資産) が HQLA の 40%まで、レベル 2B 資産が HQLA の 15%までという算入上限が定められている。

HQLA を構成する流動資産の要件に関しても、バーゼルⅢに従って定められている (図表 2)。バーゼルⅢの HQLA との主な違いは、①現金が含まれていないこと、②レベル 2A 資産には AA-以上の社債が含まれず、投資適格社債はすべてレベル 2B 資産であること、③レベル 2B 資産にカバードボンドや民間の住宅モーゲージ証券 (RMBS) が含まれていないことである。なお、業界からは HQLA に地方債を含めることが要望されたものの、地方債は一般にストレス時に十分な流動性があるとは認められないことから、最終規則は地方債を HQLA から外している。もっとも、ダニエル・タルーロ FRB 理事は、適格社債と比べてストレス時にも流動性があると認められる地方債については、将来的に HQLA に含める考えを明らかにしている<sup>4</sup>。

レベル 1 資産に含まれる流動資産については、バーゼルⅢの要件を受けて、①流動的で容易に市場性があること (liquid and readily-marketable)、②ストレス下でも売買市場が信頼のおける流動性ソースとしての確証 (proven record) があること、③金融機関および子会社の債務ではないことを求めている<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> Daniel Tarullo, "Opening Statement," September 3, 2014 (<http://www.federalreserve.gov/newsevents/press/bcreg/tarullo-statement-20140903.htm>).

<sup>5</sup> 最終規則は、「流動的で容易に市場性があること」の要件として、当該証券のセカンダリー市場において、①2社以上のコミットしたマーケット・メイカーがいること、②売買の両サイドでマーケット・メイカー以外に多くの市場参加者が存在すること、③適時かつ観察可能な市場価格が存在すること、④大きな取引ボリュームがあることを挙げている。

図表 2 HQLA を構成する資産

レベル1資産	
①	連邦準備銀行の預け金
②	海外中央銀行の預け金(引出しに制限がないもの)
③	米国財務省証券
④	米国政府機関が発行または保証する証券(米国政府が完全かつ明確に保証するもの)
⑤	ソブリン、BIS、IMF、ECB、欧州共同体、国際開発銀行が発行または保証する証券(リスクウエイト0%が適用されるもの)
⑥	リスクウエイト0%が適用されないソブリンで自国通貨建てで発行または保証されているもので、銀行が当該国のネット・キャッシュ・アウトフローに対応するために保有しているもの
レベル2A資産	
①	米国政府後援機関(GSE)が発行または保証する投資適格の証券(優先株式に優先する権利であること)
②	レベル1資産に含まれず20%以下のリスクウエイトが適用されるソブリン、国際開発銀行が発行または保証する証券
レベル2B資産	
①	投資適格の企業債務証券(金融機関以外)
②	上場普通株式

(出所) 最終規則より野村資本市場研究所作成

レベル 2A 資産およびレベル 2B 資産についても上記の 3 つの要件が求められる。レベル 2A 資産に関しては、「ストレス下でも売買市場が信頼のおける流動性ソースとしての確証があること」の要件として、バーゼルⅢを踏まえて、30 日間の重大なストレス期間において、①当該証券の市場価格が 10%以上下落しない、または②当該証券の証券担保取引においてカウンターパーティから要求されるヘアカットが 10%ポイント以上引上げられないことが定められている。

一方、レベル 2B 資産に該当する適格社債に関しては、「ストレス下でも売買市場が信頼のおける流動性ソースとしての確証があること」の要件として、バーゼルⅢと同様、30 日間の重大なストレス期間において、①当該証券の市場価格が 20%以上下落しない、または②当該証券の証券担保取引においてカウンターパーティから要求されるヘアカットが 20%ポイント以上引上げられないことが求められる。

また、レベル 2B 資産に含まれる適格上場株式については、バーゼルⅢの規定を受けて、①ラッセル 1000 指数または外国当局が認める指数に含まれること、②米国ドル建て、または銀行がオペレーションを行っているもしくは銀行が当該国のネット・キャッシュ・アウトフローに対応するために保有する外国の通貨建てであること、③「ストレス下でも売買市場が信頼のおける流動性ソースとしての確証があること」の要件として、(a)当該証券の市場価格が 30%以上下落しない、または(b)当該証券の証券担保取引においてカウンターパーティから要求されるヘアカットが 30%ポイント以上引上げられないことが定められている。

## 2. HQLA に係るオペレーションの要件

最終規則は、米国 LCR の対象行に HQLA に関わるオペレーションの要件を規定している。まず、銀行は HQLA を資金化 (monetize) できるオペレーション能力があることを証明することが求められる。具体的には、HQLA を資金化するための手続きとシステムを構築し維持すること、資産の種類や満期、カウンターパーティを考慮して定期的に HQLA の

資金化テストを行うことが求められている。

また、米国 LCR の対象行は、HQLA を銀行内の流動性リスク管理部門のコントロール下に置くための方針を策定するとともに、①HQLA を流動性ソースとしてのみ利用するために HQLA と他の資産を分別管理するか、または②ビジネス戦略もしくはリスク管理戦略との利益相反を生じることなく資産を資金化する能力を示し、流動性リスク管理部門に資金化に伴う収入が入るようにすることで、管理部門による HQLA のコントロールの証拠を示すことが求められる。

さらに、対象行は、①リーガル・エンティティ、地域、通貨、口座、その他の要素によって HQLA を特定し、②HQLA の基準に適合しているかどうかを確認し、③資産の種類、カウンターパーティ、発行体、通貨、借入能力、資産の流動性リスクに係るその他の要素に関して適切な分散を図りながら HQLA の構成を決定する方針・手続きを策定・維持しなければならない。そして、HQLA が基準に適合していることを確認するための一貫した手法を文書化することも求められている。

これらの要件は、バーゼルⅢのオペレーションに関する規定を踏まえたものである。例えば、バーゼルⅢは、HQLA を流動性管理部門のコントロール下に置き、①HQLA を非常時の流動性ソースとして利用することのみを目的として他の資産と区分するか、または②ビジネス戦略やリスク管理戦略との利益相反を避けつつ流動性管理部門が資金化できることを証明することを規定している。もっとも、最終規則は、全体としてバーゼルⅢに比べてより厳格な体制整備を求めており、米国 LCR の対象行にとってはバーゼルⅢよりも体制構築の負担が大きいように思われる。

一方、バーゼルⅢが HQLA は拘束されていないこと（unencumbered）、すなわち自由に処分できることを求めていることを受けて、最終規則は、流動資産が適格 HQLA として認められるための一般基準を定めている。具体的には、HQLA の適格要件として、①資産は法律上、規制上、契約上、その他資金化する能力に対する制約から自由であり、②（中央銀行や政府後援機関（GSE）に差入れた一定の場合の資産を除く）取引を保全し信用補完を提供するために明示的または暗黙的に資産が差入れられていないことが求められる。また、①分別管理された顧客資産プールに資産が含まれていないこと、②証券担保ファイナンスで受入れ、分別管理された顧客資産プールに含まれた資産ではないことが要件として定められている<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> さらに、資産を差入れるカウンターパーティまたは資産の実質所有者が、30 日間に最小限（de minus）の支払いを超えて支払いを行う義務を負うことなく資産を引出す権利を有している場合、資産またはハイポセクションの権利によって受取った資産を適格 HQLA とすることができないことを定めている。

### Ⅲ. ネット・キャッシュ・アウトフロー

#### 1. アドオンを追加したネット・キャッシュ・アウトフロー

最終規則は、米国 LCR の分母であるネット・キャッシュ・アウトフローの計測について、バーゼルⅢが規定するキャッシュ・アウトフローからキャッシュ・インフローを控除した額に、米国独自の枠組みとしてマチュリティ・ミスマッチ・アドオンを追加している。マチュリティ・ミスマッチ・アドオンとは、30 日間のキャッシュ・アウトフローとキャッシュ・インフローのギャップを日次で計測し、最大となるギャップに対応する HQLA を求めるものであり、バーゼルⅢと比べると米国 LCR はより保守的な設計となっている。

なお、バーゼルⅢと同様、キャッシュ・インフローにはキャッシュ・アウトフローの 75% までという上限が課せられている。

#### 2. キャッシュ・アウトフロー、インフローの想定

米国 LCR のキャッシュ・アウトフローは、バーゼルⅢと同様、公正価値評価額に対して個々の資産の種類等に応じて設定された資金流出を表す掛目 (%) を乗じて算定されるかたちであり、バーゼルⅢよりも厳しめに設定されているところもある。米国 LCR の流出率の特徴は、ブローカー預金の取扱いなど米銀のビジネス・モデルを考慮し、バーゼルⅢよりも詳細に流出率が設定されている点である (図表 3)。一方、キャッシュ・インフローに関しても、バーゼルⅢをベースとしながら米銀のビジネス・モデルを踏まえて資金流入を表す掛目が設定されている (図表 4)。

#### 3. マチュリティ・ミスマッチ・アドオン

米国 LCR を最も特徴づける点がマチュリティ・ミスマッチ・アドオンである。具体的には、①30 日間のネット累積マチュリティ・アウトフロー額 (net cumulative maturity outflow amount) の最大値から、②30 日目のネット累積マチュリティ・アウトフロー額 (net day 30 cumulative maturity outflow amount) を控除した額がマチュリティ・ミスマッチ・アドオンとして計測される。これは、ストレス下を想定した 30 日間においてネット・キャッシュ・アウトフローがピークとなる日を特定し、当該日のマチュリティ・ミスマッチにも対応できるように HQLA を要求するものである。銀行はマチュリティ・ミスマッチが大きくなるようにコントロールすることが求められる。

ネット累積マチュリティ・アウトフロー額は、①図表 3 のキャッシュ・アウトフローのうち、(a)ブローカー預金、(b)一定の要件を満たす無担保ホールセール・ファンディング (オペレーショナル預金を除く)、(c)証券担保ファンディング等、(d)海外中央銀行借入、(e)その他契約上のアウトフローに該当する取引や金融商品から生じるアウトフローから、②図表 4 のキャッシュ・インフローのうち、(a)リテール、(b)無担保ホールセール、(c)証券、(d)セキュリティ・レンディング等から生じるキャッシュ・インフローを控除した値として計算される。

図表3 キャッシュ・アウトフローの掛目

アウトフロー		流出率等	
リテール・ファンディング	・ 安定的なリテール預金	3%	
	・ その他のリテール預金	10%	
	・ リテール顧客等のためのブローカー預金ではないサードパーティによる預金(リテール顧客等が口座を保有し全額が預金保険でカバーされている場合)	20%	
	・ リテール顧客等のためのブローカー預金ではないサードパーティによる預金(リテール顧客等が口座を保有し預金保険によるカバーが全額に満たない場合)	40%	
証券化取引	・ リテール預金、リテール顧客等からのブローカー預金、銀行が発行しリテール顧客等が保有する債務証券以外のリテール顧客等からのファンディング	40%	
	・ GAAPの下で発行体が連結対象でない場合で銀行がスポンサーとなっている場合、①30日以内に満期が到来する発行体の債務証券の額および発行体による30日以内の資産購入のコミットメントの額の100%の額と、②銀行が30日以内に流動性ファシリティを通じて発行体に供与することが求められるファンディング、発行体からの資産の返還または買戻し、その他ファンディング契約に係る最大額のうち大きい方	-	
ネット・デリバティブ・キャッシュ・アウトフロー	・ 個々のカウンターパーティに係るネット・デリバティブ・キャッシュ・アウトフローを計算。ネット・デリバティブ・キャッシュ・アウトフローは、カウンターパーティ毎に、①デリバティブ取引が適格マスター・ネットリング契約の下にある場合、銀行が30日以内にカウンターパーティに支払うまたは差入れる契約上の支払・担保の額から銀行が30日以内にカウンターパーティから受取る契約上の支払・担保の額を控除した額、②同一営業日に異なる通貨間で契約上の元本が完全に交換される外国為替デリバティブ取引の下、銀行が30日以内にカウンターパーティに支払う契約上の元本の額から銀行が30日以内にカウンターパーティから受取る契約上の元本の額を控除した額の合計額として計算	-	
モーゲージ・コミットメント	・ 30日以内に引出し可能なリテール・モーゲージに関し自行によるオリジネーションのために契約でコミットメントしている額	10%	
コミットメント	・ 預金取扱機関である銀行が最低流動性規制の下に置かれる関係子会社の預金取扱機関に提供するコミットメントのある信用・流動性ファシリティの未引出し額(30日以内に引出し可能な額、以下同じ)	0%	
	・ リテール顧客等に銀行が提供するコミットメントのある信用・流動性ファシリティの未引出し額	5%	
	・ 金融機関、連結子会社(SPVを含む)を除くホールセール顧客等に銀行が供与するコミットメントのある信用ファシリティの未引出し額	10%	
	・ 金融機関、連結子会社(SPVを含む)を除くホールセール顧客等に銀行が供与するコミットメントのある流動性ファシリティの未引出し額	30%	
	・ 銀行が預金取扱機関、銀行持株会社、外国銀行に提供するコミットメントのある信用・流動性ファシリティの未引出し額	50%	
	・ 銀行が金融機関または連結子会社(SPVを含む)に提供するコミットメントのある信用ファシリティの未引出し額	40%	
	・ 銀行が金融機関または連結子会社(SPVを含む)に提供するコミットメントのある流動性ファシリティの未引出し額	100%	
	・ CPまたは証券を発行するSPVに提供するコミットメントのある信用・流動性ファシリティの未引出し額	100%	
	・ 銀行が提供するその他のコミットメントのある信用・流動性ファシリティの未引出し額	100%	
	・ 取引条件の下、銀行の財務状況の変化によって担保差入れまたはファンディングが契約上求められる追加額	100%	
担保のアウトフロー	・ 銀行がカウンターパーティに差入れるデリバティブ取引のレベル1資産以外の担保の時価変動額	20%	
	・ 過去2年間のデリバティブ取引の価値変化によって生じた時価評価による担保の最大のネット・アウトフロー、ネット・インフローの30日の累積絶対価額	-	
	・ ①銀行に差入れられた担保がカウンターパーティの担保要求額を超過しているために、銀行が契約によりカウンターパーティに返還することが求められる可能性があり、②リハイポセクションされないその他の銀行の資産と分別管理されておらず、③処分が自由がないために適格HQLAとして控除されていない場合の担保の時価評価額	100%	
	・ 銀行がまだ差入れていないものの、カウンターパーティに差入れることが契約上求められる担保の時価評価額	100%	
	・ 担保がレベル1資産の要件を満たし、契約の下、カウンターパーティが銀行の同意なく差入担保をレベル1資産の要件を満たす他の資産に入替える場合、カウンターパーティから銀行に差入れられた担保の時価	0%	
	・ 担保がレベル1資産の要件を満たし、契約の下、カウンターパーティが銀行の同意なく差入担保をレベル2A資産の要件を満たす他の資産に入替える場合、カウンターパーティから銀行に差入れられた担保の時価	15%	
	・ 担保がレベル1資産の要件を満たし、契約の下、カウンターパーティが銀行の同意なく差入担保をレベル2B資産の要件を満たす他の資産に入替える場合、カウンターパーティから銀行に差入れられた担保の時価	50%	
	・ 担保がレベル1資産の要件を満たし、契約の下、カウンターパーティが銀行の同意なく差入担保をHQLAの要件を満たさない他の資産に入替える場合、カウンターパーティから銀行に差入れられた担保の時価	100%	
	・ 担保がレベル2A資産の要件を満たし、契約の下、カウンターパーティが銀行の同意なく差入担保をレベル1資産またはレベル2A資産の要件を満たす他の資産に入替える場合、カウンターパーティから銀行に差入れられた担保の時価	0%	
	・ 担保がレベル2A資産の要件を満たし、契約の下、カウンターパーティが銀行の同意なく差入担保をレベル2B資産の要件を満たす他の資産に入替える場合、カウンターパーティから銀行に差入れられた担保の時価	35%	
	・ 担保がレベル2A資産の要件を満たし、契約の下、カウンターパーティが銀行の同意なく差入担保をHQLAの要件を満たさない他の資産に入替える場合、カウンターパーティから銀行に差入れられた担保の時価	85%	
	・ 担保がレベル2B資産の要件を満たし、契約の下、カウンターパーティが銀行の同意なく差入担保をHQLAの要件を満たす他の資産に入替える場合、カウンターパーティから銀行に差入れられた担保の時価	0%	
	・ 担保がレベル2B資産の要件を満たし、契約の下、カウンターパーティが銀行の同意なく差入担保をHQLAの要件を満たさない他の資産に入替える場合、カウンターパーティから銀行に差入れられた担保の時価	50%	
	ブローカー預金	・ リテール顧客等から提供されたブローカー預金で満期まで30日以内のもの	100%
		・ リテール顧客等から提供されたブローカー預金で満期まで30日超のもの	10%
		・ リテール顧客等から提供されたブローカー預金で取引口座にあり、満期がなく、預金保険で全額がカバーされているもの	20%
・ リテール顧客等から提供されたブローカー預金で取引口座にあり、満期がなく、預金保険で全額がカバーされていないもの		40%	
・ リテール顧客等から提供されたレシプロ・ブローカー預金で、預金保険で全額がカバーされているもの		10%	
・ リテール顧客等から提供されたレシプロ・ブローカー預金で、預金保険で全額がカバーされていないもの		25%	
・ リテール顧客等から提供されたスウィープのブローカー預金で、①リテール顧客等と銀行、銀行子会社等の間の契約に基づいて預金され、②預金保険で全額がカバーされているもの		10%	
・ リテール顧客等から提供されたスウィープのブローカー預金で、①リテール顧客等と銀行、銀行子会社等の間の契約に基づかず預金され、②預金保険で全額がカバーされているもの		25%	
・ リテール顧客等から提供されたスウィープのブローカー預金で、預金保険で全額がカバーされていないもの	40%		



図表3 キャッシュ・アウトフローの掛目（続き）

アウトフロー		流出率等	
無担保 ホールセール・ ファンディング	・ オペレーショナル預金ではなく、金融機関以外から提供された無担保ホールセール・ファンディングで、預金保険で全額がカバーされ、ブローカー預金でない場合のファンディング(満期30日以内)	20%	
	・ オペレーショナル預金ではなく、金融機関以外から提供された無担保ホールセール・ファンディングで、預金保険で全額がカバーされておらずまたはブローカー預金である場合のファンディング(満期30日以内)	40%	
	・ 銀行の最終親会社の子会社から提供されるファンディングであり、リテール顧客等が保有する場合も含め債務商品を銀行が発行している場合で、オペレーショナル預金ではない無担保ホールセール・ファンディング(満期30日以内)	100%	
	・ エスクロー口座にあるオペレーショナル預金以外で預金保険で全額がカバーされているオペレーショナル預金(満期30日以内)	5%	
	・ 上記以外のオペレーショナル預金(満期30日以内)	25%	
	・ その他の無担保ホールセール・ファンディング(満期30日以内)	100%	
債務証券 の買戻し	・ 銀行が発行する満期30日以上の債務証券の買戻しで、銀行または子会社が主たるマーケット・メイカーとなっている非証券化商品	3%	
	・ 銀行が発行する満期30日以上の債務証券の買戻しで、銀行または子会社が主たるマーケット・メイカーとなっている証券化商品	5%	
証券担保 ファンディング	・ 有担保ファンディングのうちレベル1資産が担保となっているもの(満期30日以内、以下同じ)	0%	
	・ 有担保ファンディングのうちレベル2A資産が担保となっているもの	15%	
	・ 有担保ファンディングのうちリスクウエイト20%が適用されるソブリン、国際開発銀行、GSEとの取引であるもの	25%	
	・ 有担保ファンディングのうちレベル2B資産が担保となっているもの	50%	
	・ 顧客のショート・ポジションが他の顧客の担保でカバーされており、担保がHQLAではない場合、顧客ショート・ポジションの有担保ファンディングとして受取ったもの	50%	
	・ 有担保ファンディングのうちHQLAの要件を満たさない資産が担保となっているもの	100%	
アセット・ エクステンジ	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティからレベル1資産を受け取る場合、銀行がカウンターパーティに差出すレベル1資産の時価	0%	
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティからレベル2A資産を受け取る場合、銀行がカウンターパーティに差出すレベル1資産の時価	15%	
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティからレベル2B資産を受け取る場合、銀行がカウンターパーティに差出すレベル1資産の時価	50%	
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティからHQLAの要件を満たさない資産を受け取る場合、銀行がカウンターパーティに差出すレベル1資産の時価	100%	
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティからレベル2A資産を受け取る場合、銀行がカウンターパーティに差出すレベル1資産またはレベル2A資産の時価	0%	
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティからレベル2A資産を受け取る場合、銀行がカウンターパーティに差出すレベル2B資産の時価	35%	
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティからレベル2A資産を受け取る場合、銀行がカウンターパーティに差出すHQLAの要件を満たさない資産の時価	85%	
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティからレベル2B資産を受け取る場合、銀行がカウンターパーティに差出すHQLAの要件を満たす資産の時価	0%	
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティからレベル2B資産を受け取る場合、銀行がカウンターパーティに差出すHQLAの要件を満たさない資産の時価	50%	
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティから差し出された資産をリハイポセーションしており、当該資産が30日以内に返還されない場合、銀行がカウンターパーティから受取るレベル1資産の時価	0%	
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティから差し出された資産をリハイポセーションしており、当該資産が30日以内に返還されない場合、銀行がカウンターパーティから受取るレベル2A資産の時価	15%	
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティから差し出された資産をリハイポセーションしており、当該資産が30日以内に返還されない場合、銀行がカウンターパーティから受取るレベル2B資産の時価	50%	
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティから差し出された資産をリハイポセーションしており、当該資産が30日以内に返還されない場合、銀行がカウンターパーティから受取るレベルHQLAの要件を満たさない資産の時価	100%	
	海外中央銀行借入 その他契約上の アウトフロー	・ 海外中央銀行から借入れを行っている場合、当該国の最低流動性基準に割当てられたアウトフローを利用	-
	グループ内取引	・ レント、俸給、ユーティリティ等のオペレーション上の支出を除く	100%
	・ 銀行と連結子会社または銀行の連結子会社と他の連結子会社の間の取引は対象外	-	

(出所) 最終規則より野村資本市場研究所作成



図表4 キャッシュ・インフローの掛目

インフロー		流入率等
ネット・デリバティブ・キャッシュ・インフロー	・ 個々のカウンターパーティに係るネット・デリバティブ・キャッシュ・インフローを計算。ネット・デリバティブ・キャッシュ・インフローは、カウンターパーティ毎に、①デリバティブ取引が適格マスター・ネット契約の下にある場合、銀行が30日以内にカウンターパーティから受取る契約上の支払・担保の額から銀行が30日以内にカウンターパーティに支払う契約上の支払・担保の額を控除した額、②同一営業日に異なる通貨間で契約上の元本が完全に交換される外国為替デリバティブ取引の下、銀行が30日以内にカウンターパーティから受取る契約上の元本の額から銀行が30日以内にカウンターパーティに支払う契約上の元本の額を控除した額の合計額として計算	-
リテール	・ リテール顧客等から支払われる契約上の返済(元本・利息等、以下同じ)	50%
無担保	・ 金融機関、中央銀行から支払われる契約上の返済	100%
ホールセール	・ 金融機関以外のホールセール顧客等から支払われる返済	50%
証券	・ HQLA以外の銀行の保有証券に関する契約上の返済	100%
セキュリティ・レンディング	・ リハイポセクションされ30日以内に返還されない担保で保全された返済の場合、顧客に対するマージン・ローンを含むセキュリティ・レンディング取引における契約上の返済	0%
	・ HQLAの要件を満たさない資産であって、銀行が引続き所有し、カウンターパーティにいつでも直ちに返還を請求できる資産で保全されたものである場合、セキュリティ・レンディング取引における契約上の返済	100%
	・ レベル1資産で保全されたセキュリティ・レンディング取引における契約上の返済	0%
	・ レベル2A資産で保全されたセキュリティ・レンディング取引における契約上の返済	15%
	・ レベル2B資産で保全されたセキュリティ・レンディング取引における契約上の返済	50%
	・ HQLAではない資産で保全されたセキュリティ・レンディング取引における契約上の返済	100%
アセット・エクステンジ	・ HQLAではない資産で保全されたローンの場合、顧客への担保付マージン・ローンにおける契約上の返済	50%
	・ 銀行がカウンターパーティから受取った資産がリハイポセクションされ、30日以内に返還されない場合、アセット・エクステンジにより受取った資産の時価	0%
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティにレベル1資産を差出さなければならない場合、カウンターパーティから受取るレベル1資産の時価	0%
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティにレベル2A資産を差出さなければならない場合、カウンターパーティから受取るレベル1資産の時価	15%
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティにレベル2B資産を差出さなければならない場合、カウンターパーティから受取るレベル1資産の時価	50%
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティにHQLAではない資産を差出さなければならない場合、カウンターパーティから受取るレベル1資産の時価	100%
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティにレベル1資産またはレベル2A資産を差出さなければならない場合、カウンターパーティから受取るレベル2A資産の時価	0%
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティにレベル2B資産を差出さなければならない場合、カウンターパーティから受取るレベル2A資産の時価	35%
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティにHQLAではない資産を差出さなければならない場合、カウンターパーティから受取るレベル2A資産の時価	85%
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティにHQLAではない資産を差出さなければならない場合、カウンターパーティから受取るレベル2B資産の時価	0%
	・ 銀行がアセット・エクステンジのカウンターパーティにHQLAではない資産を差出さなければならない場合、カウンターパーティから受取るレベル2B資産の時価	50%
	ブローカー・ディーラーの分別管理口座	・ 一定要件の下、顧客のトレーディング資産を保護するための法的・規制上の規則に従って保持されているブローカー・ディーラーの分別管理口座から引出された資産の時価
その他	・ その他のキャッシュ・インフロー	0%
上記に関して除外される取引	・ 銀行が他の規制金融機関に預けているオペレーショナル預金	-
	・ モーゲージ・ローンの先売りおよびモーゲージ・コミットメントのデリバティブにより、30日以内に受取る額	
	・ 銀行に提供される信用・流動性ファシリティ	
	・ 適格HQLAの額および当該資産に関して銀行に返済可能な額	
グループ内取引	・ 不良資産に係る顧客等の債務から銀行に返済される可能性のある額	-
	・ 契約上の満期がないまたは30日以上後に満期が到来する取引に係る返済可能な額	
グループ内取引	・ 銀行と連結子会社または銀行の連結子会社と他の連結子会社の間の取引は対象外	-

(出所) 最終規則より野村資本市場研究所作成

## IV. LCR が最低基準を下回った場合の対応

最終規則は、銀行が日次ベースで米国 LCR の最低基準を下回った場合、当局に通知することを求めている<sup>7</sup>。そして、米国 LCR が 3 日連続で最低基準を下回った場合または重大な規則の非遵守があった場合には、規制の遵守を図るための計画を直ちに当局に提出することが求められる<sup>8</sup>。

当該計画には、以下の内容が含まれていなければならない。

- 流動性ポジションの評価
- ①完全遵守を図るために必要な銀行のリスク・プロファイル、リスク管理、ファンディング・ソースを調整するための計画、②非遵守の原因となったオペレーション上、経営管理上の問題を修正するための計画を含む、完全遵守の実現を図るための行動
- 完全遵守の実現に必要なタイムフレーム
- 当該計画に沿って遵守を実現するための当局に対する（最低）週次の報告に対するコミットメント

## V. 修正 LCR

ドッド＝フランク法 165 条は、連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社を対象により厳格なプルーデンス規制を適用することを求めており、その対象には流動性規制も含まれる。そこで、最終規則は、主に連結総資産が 2,500 億ドル以上の米国のシステム上重要な銀行には米国 LCR を適用する一方で、米国 LCR が適用されない連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社には、米国 LCR よりも簡素な修正 LCR の適用を求める方針を明らかにしている。

修正 LCR は、マチュリティ・ミスマッチ・アドオンが適用されていない。すなわち、修正 LCR はバーゼルⅢベースの LCR である<sup>9</sup>。修正 LCR の適用は、米国 LCR より 1 年遅れて 2016 年 1 月 1 日から始まり、2016 年に 90%、2017 年以降は 100%の最低基準が求められる。修正 LCR は米国 LCR とは異なり、日次ベースではなく、毎月最終日において計測と最低基準の維持が要求される。

## VI. 今後の留意点

米国で LCR の適用を図る最終規則が公表され、米国 LCR は 2015 年から、修正 LCR は 2016 年から適用されることが明らかになった。なお、最終規則はノンバンク金融会社を規

<sup>7</sup> なお、最終規則には米国 LCR のレポーティングに関する規則は定められていない。最終規則は、今後、レポーティング規則を提案する予定であることを明らかにしている。

<sup>8</sup> 最終規則は、当局の裁量の下、規制の非遵守に対して追加的な監督上の措置またはエンフォースメントを講じることができると定めている。

<sup>9</sup> 規則提案では、修正 LCR はネット・キャッシュ・アウトフローの前提を 30 日間より短い 21 日間としていたが、最終規則では 30 日間となった。

制の対象としていない。一方、ドッド=フランク法 165 条は、金融安定監督評議会 (FSOC) が指定し FRB の監督下に置かれるノンバンク金融会社に厳格なプルーデンス規制を課すことを規定している<sup>10</sup>。タルーロ理事は、FRB の監督下に置かれるノンバンク金融会社を対象に、個々のビジネス・モデルを踏まえながら流動性規制を将来的に適用する方針を明らかにしている<sup>11</sup>。

連邦銀行当局は、米国 LCR が流動性規制の最低基準であることを強調しており、また連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社を対象とする厳格なプルーデンス規制を規定する FRB のレギュレーション YY の下で要求される定量的な内部のストレス・テストを補完するものとして米国 LCR を位置づけている。もっとも、米国 LCR にはバーゼルⅢにはないマチュリティ・ミスマッチ・アドオンが追加されており、バーゼルⅢよりも保守的な規制となっている。また、FRB は米国 LCR を現時点で適用した場合に必要な HQLA の総計が 2.5 兆ドルに達し、1,000 億ドル以上の不足が発生することを指摘している<sup>12</sup>。さらに、米国 LCR の段階適用および完全適用がバーゼルⅢよりも 2 年前倒しになっており、米国 LCR の対象行が他の国・地域の銀行と比べて規制の適用によりセンシティブになるおそれがある。

すなわち、米国 LCR の対象となる米銀の中には、カウンターパーティに対して LCR に係るコストを転嫁するようになることも想定される。あるいはキャッシュ・アウトフローの掛目の高い取引やキャッシュ・インフローの掛目の低い取引を敬遠するようになるかもしれない。さらに、リテールの安定預金の掛目が低いことから、米銀がリテール預金による調達にさらにシフトする可能性も想定される。LCR は従来にない規制の枠組みであり、銀行にとっては新たな規制コストをもたらすことになる。今後、LCR の適用を前に米銀が LCR に係るコストを取引コストの中にどのように反映させるのかについて注意を払う必要があるだろう。

他方、米国に進出している銀行にとって留意すべき点は、外国銀行の米国拠点にも米国 LCR が適用される可能性があることである。最終規則そのものは外国銀行を対象にしていないが、タルーロ理事は大規模な外国銀行組織 (foreign banking organization; FBO) の米国中間持株会社や支店に対しても規制を適用することを想定していることを明らかにしている<sup>13</sup>。今後、レギュレーション YY の下で適用される FBO の中間持株会社に対する規制のあり方とともに、中間持株会社に米国 LCR がどのように適用されるのか、連邦銀行当局の議論を注視する必要がある。

<sup>10</sup> すでに AIG、プルデンシャル・ファイナンシャル、GE キャピタルが FSOC によって FRB の監督下に置かれるノンバンク金融会社に指定されており、現在はメットライフを FRB 監督下のノンバンク金融会社に指定するための最終的な手続きに入ったところである。なお、FRB 監督下のノンバンク金融会社にどのような規制が適用されるかについては、現時点では明らかではない。

<sup>11</sup> 前掲注 4 を参照。

<sup>12</sup> “US Banks Face \$100bn Liquidity Shortfall,” *Financial Times*, September 3, 2014.

<sup>13</sup> 前掲注 4 を参照。